

## 長野市農業委員会 第2回総会議事録

- 1 日 時 令和5年3月29日(水)  
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後4時15分
- 2 場 所 会議室203(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
 

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1 番 阿部 孝二  | 2 番 北村 守   | 3 番 駒村 保幸  |
| 4 番 青木 保   | 5 番 久保田清隆  | 6 番 野池 久   |
| 7 番 長谷部 孝  | 8 番 小池 知永  | 9 番 渡邊 美佐  |
| 10 番 小林 清男 | 11 番 清水 貢  | 12 番 鈴木啓佐利 |
| 13 番 奥山 雅茂 | 14 番 山本 忠宏 | 15 番 柰津 光博 |
| 16 番 北澤 万正 | 17 番 横山 幸季 | 18 番 高木喜久夫 |
| 19 番 曾根 信一 | 20 番 花見ひとみ | 21 番 近藤 利章 |
| 22 番 宮崎 治夫 | 23 番 善財 良治 | 24 番 佐藤 隆  |
| 25 番 和田 修  |            |            |
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員
 

農業委員会事務局

|              |           |             |
|--------------|-----------|-------------|
| 事務局長 本藤 孝行   | 主 幹 熊井 孝夫 | 事務局長補佐 松橋 泰 |
| 事務局長補佐 笠井 英明 | 係 長 大前 健  | 係 長 曾根 明美   |
| 主 査 駒村貴久美    | 主 査 酒井 雅宏 | 主 事 岡田 悠希   |

農業政策課

|           |
|-----------|
| 係 長 市川 和正 |
|-----------|
- 6 議 事
  - (1) 農地法等に係る事項について
 

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定について

議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の意見聴取について

議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の決定について

議案第15号 非農地決定について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について  
報告第 4 号 営農型発電施設の下部農地における農作物の状況報告について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 16 号 農業委員会関係長野市個人情報保護条例施行規則の廃止について  
議案第 17 号 長野市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について  
議案第 18 号 農家創設時の事務の取扱手続きについて  
議案第 19 号 令和 5 年度事業計画について  
議案第 20 号 農業委員会合同研修会の開催について  
議案第 21 号 農業委員会だよりの発行計画について  
議案第 22 号 視察研修の持ち方について  
議案第 23 号 管内視察研修の開催について  
議案第 24 号 関係団体の委員推薦に係る農業委員会委員の人选について  
議案第 25 号 農業者年金の加入推進について  
報告第 5 号 農地利用状況調査の地区別集計結果について  
報告第 6 号 固定資産税の評価替えに係る標準農地の評定者の選出について

曾根会長代理 皆さん、こんにちは。定刻前ですが、全員お集まりになりましたので総会を開会していきたくと思います。先週の 25 日の信毎の記事で、白馬の●●の●●さんの記事が載っていました。この方は、私の前の JA の関係の仲間で米が 15 町歩、野菜が 2 町歩、それと薪を 2,000 トン販売している方です。長野県の農業経営者協会の会長を 6 年間やった方で素晴らしい。農業経営者として何をやっていくかということが信毎に載っていたんですが業務命令もまったくない仕事で、農業はすべて自己責任の仕事だと。厳しいけどモチベーションがすごく上がるということで自由と喜びが増えたというコメントが載っておりました。また仲間として情報交換しながら進めていきたくと思います。

第 2 回総会にご出席いただき大変ありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。農業委員会憲章の唱和を行いますが、通常でありましたら委員の皆さんにご唱和いただくところですが新型コロナウイルス感染症拡大のため、私が農業委員会憲章を読み上げますので委員の皆さんは着座のまま黙読をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。では、ただ今から第 2 回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は在任委員 25 名中 25 名で過半数に達しておりますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長 マスクについては自己判断でということでございますので、私は外したほうが話しやすいのでマスクを取らせていただきますし

た。ご容赦いただきたいと思います。あらためて、皆さん、こんにちは。暑さ寒さも彼岸までということで、いよいよ本格的な春がやってまいりました。松代のあんずもいよいよ本格的に咲き始めまして、推進員の清水さんが実行委員で、いよいよあんず祭りの準備で非常に忙しいというお話も伺っております。コロナのほうもようやく落ち着きまして、正常に近い形で総会が開催されるということに対しては、3年間苦しんできた私どもにとっては、非常に喜びに堪えないというような気持ちでございます。

総会の冒頭、私からの挨拶ということで入ってますけども、一応、私は前期から、私の考え方、それから通常の中で皆さんがたになかなかお伝えできないような情報につきましては、私独自で、皆さんがたにきょうお配りしました、農地のつぶやきというグリーンのチラシでございます。これ、裏表にニュースだとか、それから皆さまがたにぜひご協力いただきたいこと等々を記載させていただいてます。これ、私、自分で大体2日か3日ぐらい前に作って、事務局のほうに印刷だけお願いする。事務局が作ってるわけございません。私が自筆でやっていますので、まず、その旨お伝えをしときたいというふうに思っています。私の心がこもったチラシだというふうにご理解いただきたいと思います。

この中でダブリはしますけども、若干、会議の前に読ませていただきます。まず、きょう、委員の皆さんがた、3分の2の方が新しい農業委員という形でご出席いただいています。そういった面では、本日の総会から同じ立場で、ご発言をいただくわけですが、まずお願いをしたいのは、いろいろな専門的な言葉が出てきます、これから。きょうも議案の中で出てくると思いますけども、事務局とも相談して、当分の間は会議の進め方を少しスロー気味にしまして、皆さんがた、分からないところあったら、どんどんご発言、質問いただいて、できるだけ理解を早めに深めていただきたいというような趣旨でございます。既に先輩、ご経験されてる方は何だということになるかもしれませんが、一つ一つ確実にご理解を進めていくということで、きょう、ご了解いただきたいというふうに思います。

そろそろ役員、農業委員会さん、推進委員さんを含めて1カ月の経過をしようとしております。私が就任の日にお願ひしましたけれども、まずは前任者の仕事の内容をきちんと引き継いでいただきたいということが一つでございます。それぞれの地域等々についての割り振り、それから中には既にお進みになってるかと思いますけども、個人的なことも含めて、きちっと引き継いでいかなければ、あれ、どうなったんだよという話の中で、俺は聞いてねえわということでは、私ども、この仕事は務まりません。そう

いった面では、きちっとした形で前任者との引き継ぎを確実にお願いしたいというのが、私からの一つでございます。

それから、いよいよ令和5年度は、あと2日3日で来ますよね。私どもの一番大きな任務であります地域計画という大きなミッションがございます。このつぶやきの中の表の下にも書いておきましたけども、長野市もいよいよ地域計画作成に当たっての動きが始まりました。長野市農政課が中心になりまして、長野市として地域計画の進め方をどうしたらいいんかということで、関係者、県、当然、市町村、市農業公社さん、それからJAさんも今回はご参加いただきまして、長野市隅々まで、どういった形で地域の意向を吸い上げながら地域計画を作成していくかという議論をさせていただきました。

正直、それぞれの部門から、いろいろな課題が挙がったことは事実でございます。こういった課題を一つずつ整理しながら、あらためて農業委員会のほうにもこの説明の場を、そして、さらには農業委員会全体として、どう進めていくかというベクトルを今後、合わせていきたいというふうに思っております。始まったということを、まず皆さんがたにきょうはご理解いただきたいと思えます。

その関連ですけども、実はきょう午前中、JAビルで、農水省主催の地域計画の策定に向けた現場の意見交換会がウェブで開催されました。たまたま私は、きょう、パネラーとして参加をしてきました。586カ所と回線を結んでやりました。全国です、北海道から九州まで。その中で二つの先進的な事例を発表してくれということで、私、長野市と、それから、もう一つは山形県のスモモの生産者団体が先進的な事例として指定され、その事業内容の紹介と具体的な意見交換をさせていただきました。いずれにしても、長野市の中でもいろいろと先進的に取り組んでいるという事例もございまして、それにつきましては今後のご参考にしていただけたらいいんじゃないかなというふうに思っています。

さらに、きょう、お手元に新聞の切り抜きを二つ用意しました。一つはA3のものでございますけども、ご覧ください。●●中学校、学級ごとにテーマを探すということで、この中、右側が、実は私の農園でございます。リンゴの木一人一人に任せてくれた農家さん。昨年1年間の取り組みの中で、私は中学校●●のクラスの全員に、新わい化のリンゴ1本ずつ、葉摘みから収穫までやってもらいました。それによって私、グッドな、非常にうれしいニュースを聞いたんですけども、そのうちの3人が園芸関係の高校に入るということをお聞きしまして。実は3日ほど前、担任の先生からお電話をいただきまして、この体験が彼らの進路の、一つ、方向

を決めた要因になったというふうに言っていただきました。新しい担い手さんが一人でもこういった形で出ていただければありがたいかなということで、参考事例で皆さんがたにお配りしましたんで、ご覧いただければ幸いです。

最後になりますけども、恒例の長野市の職員の定期の人事異動がございます。この緑の一番裏面に書いてございます。詳細については、本藤事務局長さんのほうから後ほど触れられるというふうに思いますけども、本藤事務局長さんは、今月いっぱいをもって定年の満期お勤めということで、非常におめでたいこととございます。長年にわたりまして、長野市民の公僕としてご苦勞いただいたということ、本当にお疲れさまでしたということで、今後はご自愛され、次のステージのご活躍、そして、また、ご祈念を申し上げたいというふうに思っております。また、同じ職場で異動がございまして、大前係長、それから小林主事におかれましては他部局に異動されるというお話を聞いております。期間の長短はありますけども、農業委員会に対する情熱のこもった取り組み、あらためて感謝を申し上げたいと思います。

最後になりますけども、きょうの総会ですが、農地法、経基法はじめ、たくさんの議案が上程をされております。既に各調査会で調査されたり、ご議論をされてると思いますけども、闊達な議論をしつつ、効率の良い進行を務めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。まとめといたしまして、皆さまがたの闊達なご意見をお願いし、会長としての挨拶に代えます。終わります。

曾根会長代理 青木会長、ありがとうございます。続きまして、本藤事務局長さんより、ご挨拶をお願いします。

本藤事務局長 事務局の本藤です。よろしくお願いいたします。第2回の長野市農業委員会総会ということで、いよいよ農地の権利移動ですとか転用案件の議案が出きます。どうぞ審議のほど、よろしくお願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議長 それでは規定によりまして、会長が議事進行を務めることになってますので、私が議長のほう、一生懸命務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。ご容赦いただきたいと思います。

議事に入る前に、正直言って、この部屋、非常に暑いですね。皆さんがた、上着を脱いでもらって結構ですから。上着だけです、

他のものは。上着だけ脱いでもらって、議事に参加していただければよいと思いますので、それはご自分でご判断いただければと思います。

議 長 それではこれより議事進行を務めますので、よろしくお願いいたします。最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号3番 駒村保幸委員。議席番号5番 久保田清隆委員、両委員をお願いいたします。よろしいですかね。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議案案件に関しまして、議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、お手元に配布されております別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。その他、当事者、関係者となっている方がございましたら、お申し出ください。別紙1以外の方で、この内容で関わっているというところはございませんかね。事務局で丁寧に調べておりますけども。

【該当なし】

議 長 それでは特別、申し入れございませんので、議長といたしましてはないと判断をし、次に進めさせていただきます。

次に、議案の訂正等の報告を事務局よりお願いいたします。

熊 井 主 幹 事務局、熊井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。初めに資料の確認をさせていただきます。本日、資料がたくさんあるのでございますけれども、このような一覧表にまとめさせていただいたものを、皆さんにお配りをしております。本日お配りいたしました資料と、既に皆さまのほうに事前にお届けしております資料とございますので、一覧表等確認いたしまして、お願いしたいと思います。なお、訂正につきましては、調査会におきまして訂正表をお配りした以降、若干、訂正がございますので、説明をさせていただきます。皆さまのお手元のほうに、こういった訂正表、お配りさせていただいております。

まず、農地法の関係でございますが本冊になります。訂正票総会用をご覧ください、本冊の9ページ、議案第9号の農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてでございます。本冊9ページになりますけど、この分1枚がそのまま取り下げというような形になりましたので、大変申し訳ございません、削除でお願いをしたいと思います。

続きまして、農業経営基盤強化促進法関連議案というものの、別冊1。厚い資料になっていますけども、こちらの訂正でございま

す。12 ページ、所有権移転関係の 27 番。これにつきましても取り下げとなっておりますので、削除いただきますとともに、集計表、また数字違ってまいります。1 ページ、2 ページも差し替え、一緒に添付させていただいておりますので、差し替えをお願いしたいと思います。訂正につきましては以上です。

議 長 よろしいですか、訂正内容。皆さん、確認できましたでしょうか。それでは次に進みます。本日は、農地法に関わる法人参入の案件が 1 件ございます。最初に聞き取り調査を行います。事務局より、議案及び審議の流れについて説明を申し上げます。

熊 井 主 幹 それでは農家創設、法人の参入案件につきまして、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。説明につきましては、座ったままで失礼をいたします。本件につきましては、法人の農家創設となりますので、次第にはございませんけれども、法人の関係者から事前に聞き取りを行うものでございます。別冊の 1、議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、14 ページの 6 番でございます。●●株式会社でございます。法人は農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業に参入するものでございます。既に地区調査会に出席をしていただきまして、営農計画の説明をしていただいておりますけれども、法人の農業参入案件でございますので、本日、総会においても営業計画の説明をお聞きするということで、お越しをいただいております。ここで、審議の流れについて説明をいたします。

まず関係地区調査会長から、調査結果等の報告をお願いいたします。その後、外で待機されております法人の担当者が入室をいたしまして、営農計画の説明をいたします。質疑応答を終えた後、法人の関係者に退席をしていただきながら通常の審議を行う流れとなっておりますので、よろしく願いをいたします。審議の流れにつきましては以上でございます。

議 長 ただ今、事務局から審議の流れについて説明がございましたけれども、それについてご理解いただけたでしょうか。いいですかね。ただ今、事務局から審議の流れについて説明がありました。それでは西部地区調査会長から、●●株式会社の営農計画についての調査結果等の説明をお願いいたします。資料は別紙 1、経基法議案第 11 号の 14 ページ 6 番及び別冊 2 の営農計画等の関係資料になります。それでは和田西部地区調査会長、よろしく願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会長の和田です。それでは●●さんについての聞き取り調査の結果を報告いたします。5 年 3 月 23 日に西部調査会において、●●さんから法人創設の説明を受けました。●●さ

んは、親の高齢化に伴い、休耕になってる戸隠の地域の田んぼを●●という会社をつくって、今後、経営していこうということです。若いきょうだいの2人で経営していくということですけども、最初は水田を経営し、その後、周りの休耕田等を増やして、いずれは飲食等も行っていきたいという将来的な計画がありまして、私どもも会社の内容もしっかりしておりますし、今後の農業に対する計画があるということで、法人の創設を認めました。ということで、よろしく願いしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。それでは、これから法人、●●さん、入室いただきまして、ここで営農計画等々についてご説明を受けたいと思います。どうぞお願いします。

【法人担当者入室】

議 長 どうぞ。ご苦労さまでございます。お座りください。そんなに怖がらなくても結構です。本日は、ようこそ長野市農業委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。お忙しい中のご参加と思いますけども、短時間で終わる予定でございますので、よろしく願いいたします。私は長野市農業委員会の会長の青木保と申します。よろしくお願いします。リラックスしてお答えください。

それでは、ただ今から●●株式会社様から、まず既にご提出いただきました資料に基づいて、営農計画等々につきまして、ご説明をお願いいたします。どうぞ。座ったままで結構ですよ。

法 人 担 当 者 ●●の●●です。きょうは代表の●●が出席できないため、代わりに計画書を読むように言われたんですけど、人前で話すのは苦手なので、●●さんにも出席していただくことになりました。よろしくお願いします。

法 人 代 理 人 お願いします。

法 人 担 当 者 営農概要です。農業を行う理由として、親の高齢化に伴い、使われてない田畑も多くなりつつあり、昔から戸隠では、きれいな水、寒暖差が激しく、おいしいお米を作るには適した土地柄で、おいしいお米を食べてきました。親から伝承した知識を生かし、おいしいお米を生産し、多くの方々に提供することで、認知いただくためだけでなく、地元客に提供できる形として法人化しました。

営農方針は、親から伝承した製法を生かし、おいしいお米を生産したいと思います。販売方法としては、地域の方々の口コミ、SNS、即売所です。将来の目標としては、使われていない田を復活させ、増産体制を整え、戸隠のお米を作り上げたいと思います。また、お米だけでなく他の農産物にも取り組み、地域、そして観光客の方々に、おいしい食事を提供できる場をつくり上げたいと

思っております。農業力、経営内容は記載のとおりです。

営農技術の習得としては、父である●●は、豊富な農業経験を有しているということで、今年から技術指導を受け、本格的な活動できるようにしていく予定です。以上です。

議 人 代 理 人 長 　　ご同行の方、何か、一言ございますか。  
法 人 代 理 人 行政書士の●●と申します。今回の手続き、代理人として関与  
させていただいた上に、本日も同席させていただいております  
が、今、特に補足はございません。

議 人 代 理 人 長 　　分かりました。では、これから質問に入っていきたいと思いま  
す。まず、私のほうから簡単な質問をさせていただきますけども、  
提出された営農概要を見ますと、●●さんの今のお住まいはどこ  
なんですか。

法 人 担 当 者 　　戸隠になります。  
議 人 担 当 者 長 　　今、戸隠に住んでおられるんですか。  
法 人 担 当 者 　　はい。  
議 人 担 当 者 長 　　ということは、戸隠に住んで、戸隠のほ場に、目と鼻の先で  
管理という理解でよろしいでしょうか。

法 人 担 当 者 　　はい。  
議 人 担 当 者 長 　　それと面積なんですけども、今回ご提出があった面積が、全部  
で24.6アール。2反6畝ですね。これで全てなんでしょうか。ま  
だ、これ以外で耕されるという現段階ではない？

法 人 代 理 人 　　私からよろしいですか。  
議 人 代 理 人 長 　　どうぞ。

法 人 代 理 人 　　●●さんのお宅の農地っていうのは他にもあるんですけれど  
も。  
議 人 代 理 人 長 　　でしょうね。

法 人 代 理 人 　　ひとまずは、今回の会社さんとしては経験もないところなの  
で、田んぼ2枚で始めていきたいというふうに聞いています。

議 人 代 理 人 長 　　そういうことですか。●●さんの稼働日数が280日って書いて  
あるから、280日では2反6畝じゃ時間いっぱい余っちゃう。ど  
うされるのかなと。それは、おいおいということですか。

法 人 代 理 人 　　はい。  
議 人 代 理 人 長 　　もう一点、聞かせてください。将来の目標で、休耕田を復活さ  
せる増産体制を整えるという、私ども、涙が出るほど素晴らしい  
文面でございます。例えば、これから夢と言ったら失礼かもしれ  
ませんが、スケジュール化されてるような拡大に対するステ  
ップがあれば、ご参考までにお聞かせいただけたら、ありがた  
い。●●さん、ありますか。取りあえず、この2反6畝に全力集  
中するかということですか。

法 人 担 当 者 　　そうですね。

議 長 では、そういう分量で受け止めさせていただきます。私以外に  
 皆さんのほうからご質問等ございましたら、お願いいたします。  
 曾根会長代理 いいですか。  
 議 長 どうぞ。  
 曾根会長代理 曾根と言います。1点、お聞きしたいんですが、やはり面積的  
 に小さいなっていくことがございます。それと法人立ち上げるこ  
 とになりますと、法人税が誰でも支払うということになりますの  
 で、ぜひ面積を増やしながらやらないと、法人税が全く支払いで  
 きないというような状況にもなると思いますので、いろんなもの  
 を組み入れた中で頑張っていたきたいと思います。  
 法人担当者 分かりました。  
 議 長 よろしくね。  
 和田地区調査会長 補足させて。  
 議 長 和田委員さん。  
 和田地区調査会長 きょう、おみえになっていない代表取締役の●●様のほうか  
 ら、私どもの聞き取りの中では、将来的な目標としまして、●●  
 様のきょうだい3人、女性の方で、もう一人の方は東京のほう  
 にいらっしゃるというお話の中で、将来的には、ここで作ったも  
 のを飲食というか、食堂等で販売していきたいというお話も伺っ  
 ていますので。私どもとしては、今の会社のお話じゃないですけど、  
 頑張っていたきたいというふうに申し上げたいと思います。  
 議 長 ありがとうございます。他、委員の皆さんがたから。  
 阿部委員 議長、いい？  
 阿部委員 どうぞ、阿部委員。  
 阿部委員 農業委員の阿部なんですが、1,000万の資本金ということで、  
 最高4,000万まで増やすことができるっていう定款なんです。が。  
 農業そんなに、ここで言うと怒られるかも、儲かる事業じゃない  
 と思うんで。それで多目的な飲食とか、そういうところにも広げ  
 ていくということだからいいと思うのですが。いきなり1,000万  
 という資本金をやったっていうのは大変じゃないかなという。銀  
 行に預託してやって証明を取らないと、定款で1,000万のあれに  
 はならない。それがちょっと心配だと。  
 それともう一つ、代表者が●●さんで、取締役が●●さんで。  
 商売をやっていくときに、船をかじ取りするときに、1人の人が  
 やって支えていくっていうのが大体の商売のやり方なんですが、  
 船頭さんが2人も3人もいると営業方針がなかなか決まらない  
 で、会社の経営をきちっとやっていくっていうのは難しいって  
 いふ経験があるわけなんです。その辺どう検討されてきたのか、  
 教えていただければなと思います。  
 議 長 ●●さん、いいですか。

法人代理人 私から分かる範囲で、そこは。資本金に関しては、発起人が●●という別会社になるんですけれども。その会社というのが、もともと●●という薬局を展開していた会社の社長が別会社をつくったような会社でして、そこからの資本提供を受けていると。なので、あまり無理してここに投入したというよりは、●●のほうに経済的に余裕があつて、あと●●のほうは当面は規模も小さいですし、あまり利益が出ないと考えられるので、当面、活動できるようにということで、これぐらいの資金を入れてもらったというような経過になります。

もう一点、役員さんのことに関しては、基本的に運営だつたりとかは、代表取締役の●●さんのほうで管理させてやっていかれると思います。●●さんのほうは、今のお住まいが土地に近いということもありますので、主に農作業面というか、そちら中心で動かれるというふうになるかと思います。

議長 阿部委員さん、いいですか。

阿部委員 そうすると、出資金は親会社が出していただいて、取締役のほうにはそんなに負担ならないと。基本的には取締役の皆さんのほうは、きちっとした労賃は会社で払ってもらおうという形で進めていくということなんですね。

法人代理人 はい。

議長 よろしいですか。他ございますか。よろしいですかね。ありがとうございました。それでは、ここで質問については切らせていただきまして、●●さんからの営農計画の説明については以上にいたします。●●さん、非常にお忙しいところ、また緊張の場に来ていただきまして、ありがとうございました。これから大変な農業ですけども、ぜひ戸隠に夢を与えてください。頑張ってください。以上で質問、終わりたいと思います。ご苦労さまでした。ご退席ください。

法人担当者 ありがとうございました。

#### 【法人担当者退室】

議長 ただ今の案件につきましては、議案第11号で審議を行います。議事に入ります。農地法等に係る事項について、審議を行います。議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。本冊1ページをご覧いただきたいと思います。番号1番から3ページ8番までの計8件となります。内容は、所有権移転の案件が8件でございます。1番及び2番は関連案件でございます。3番、そして2ページの4番及び5番につきましては、農家創設案件でございます。申請案件の内容につ

きましては、農地法第3条第2項の各号に掲げる、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがある場合などに許可することができない要件について、確認をいたしましたところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たしていると判断をいたしました。以上で説明、終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から説明がございました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見について、農家創設を含めてお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番から3番、お願いします。

善財地区調査会長 　北部調査会長の善財です。1番、2番については、交換することによって、お互いにトータルの利便性が向上するということがあります。それから、3番は農家創設という案件で、本人の出席をいただいて営農計画等を聞き取りましたが、現在のところ、一部、荒れている農地もありますけれども、今後、荒れ地を耕作して、営農に使用していきたいということでもあります。以上、1から3番については許可要件を満たしておりますので、許可相当といたしました。

議 長 　続きまして西部地区調査会長から、4番から5番、お願いします。

和田地区調査会長 　西部調査会の和田です。4番につきましては農家創設です。●●さんという方は、まだ●●歳で、現在、団体職員ということで、●●に勤めて営農関係の部門の仕事をされてるってことで、そこから指導を受けながらピーマン等を行っていききたいということで、将来性もあり、適用要件、満たしてますのでということです。それから5番につきましては、お姉さんの土地を高齢でできないということで、●●さんが今回、無償で受けて、農作業をするということで。こちらについても適用要件、満たしておりますので、支障はないということです。よろしくお願いいたします。

議 長 　続きまして中部地区調査会長から、6番及び7番、お願いいたします。

北村地区調査会長 　中部地区の北村でございます。6番と7番であります。いずれも、例えば6番は、将来、農地の管理が本人にとっては難しいということで、無償で所有権を権利移転するというものであります。7番も、相続でいったん受けたものの、不在地主でありまして管理が難しいということで、これも有償ですが、微々たる金額で権利移転するということでありまして、許可条件に適合するので問題ないというふうに判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして南部地区調査会長から、8番について、お願いいた

します。

小林地区調査会長 南部調査会の小林です。8番につきましては、田んぼなんですけれども、●●さんは●●さんに田を既に貸してありまして、それを事務的に今回、手続きを行ったということです。これも有償ではありますけれども、わずかな田の面積でした。既に作っていたということです。許可要件に適合しているというような判断で、南部調査会でも事前の挙手をいただきまして、認めていただいております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがですか。いいですかね。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第6号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明申し上げます。5ページをご覧くださいと思います。番号1番の1件でございます。1番につきましては、自己用住宅の建築のための転用案件で、施設面積は75.77㎡でございます。備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において、宅地造成ですとか、建築のような開発行為の伴う場合に必要となります。この開発許可と農地転用の許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用におきまして、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用許可はされません。従いまして、開発許可と記載のあるものにつきましては、開発許可の申請を市の建築指導課が受けており、許可見込みのあるものでございます。

以上、説明申し上げました申請案件の、その他の内容につきましては議案の記載のとおりとなっており、許可要件等に照らし合わせまして、特に問題はないと判断をいたしました。なお、先月の総会におきまして、許可すべきものと決定をいただきまして県に進達しておりました、農地法第4条の3件の案件につきましては、全て許可済みとなっておりますので、併せて、ご報告申し上げます。以上で説明、終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして、地区調査会長から補足説明、並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。東部地区調査会長から、1番について、お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区、近藤です。自己用住宅の建築ということで、母屋に隣接の、現在、耕作はなされてはいない農地に、息子さんの住宅を建てるという計画のものです。隣接に水田等はあるんですけれども、そういった農地への影響もないと判断されるということで、許可相当と決定をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第7号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第7号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。7ページをご覧いただきたいと思っております。番号1番から8ページの7番までの7件でございます。

1番及び2番は、駐車場を設置する転用案件です。また、備考欄に農振除外と記載のとおり、令和5年1月11日付で、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。3番は、駐車場及び資材置場を設置する転用案件です。8ページの4番及び6番は、農家分家住宅を建築する転用案件ですが、先ほど同様、備考欄に開発許可の記載がございます。開発許可の関係でございますけれども、市の建築指導課が受け付けておりまして、許可見込みのあるものでございます。5番につきましては、駐車場を設置する転用案件です。7番につきましては、農家住宅を建築する転用案件でございます。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますけれども、許可要件に照らし、立地基準等特に問題もないと判断をいたしました。

なお、先月の総会で、許可すべきものとご決定をいただき県に進達しておりました、農地法第5条の12件の案件のうち、7件は許可済みとなっております。開発許可等の必要な案件につきましては許可書が届いておりませんが、特段の指摘がないこ

とから、近々許可の見込みではございますので、報告をさせていただきます。また、そのうち1件ございます、先月の総会において許可相当と判断をいたしまして、北信地区常設審議委員会及び県の調査審議委員会で審議をいただいております、田中の営農型太陽光発電施設の設置につきましては、3月27日付で農業委員長宛てに許可相当と回答をいただいております。県からの許可書につきましては、手元にまだ届いておりませんが、県に確認したところ、本件を許可と判断する旨の連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告、お願いをいたします。初めに北部地区調査会長から、1番及び2番、お願いします。

善財地区調査会長 北部調査会長の善財です。1番につきましては、●●の駐車場にするという目的で、本年1月に農振除外が決定されております。既存の拡張ということで、周辺農地に与える影響も少ないということから、許可妥当と決定いたしました。2番については、宗教法人●●が駐車場のために借りるというものでありまして、こちらも1月に農振除外が決定いたしまして、既存の駐車場の拡張ということで、周囲の農地に与える影響は少ないということから、それぞれ1番、2番、許可妥当ということで決定をいたしました。以上です。

議長 長 続きまして中部地区調査会長から、3番から7番、お願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村です。3番から最後まで5件の検討結果をご報告いたします。まず3番ですけれども、現在、契約している駐車場を返還しなければならないということから、新しく駐車場を探していたものであります。転用について、周辺農地の所有者や周辺住民に説明を既に行っており、了解をいただいております。それから、駐車場の周囲に鋼板を設置して、雨水等が流出しないように配慮するということも確認をいたしました。よって、周辺農地の営農条件に支障はないと判断いたしまして、調査会では許可相当と決めております。以上です。

それから、次に4番と6番であります。これはいずれも分家住宅でやっています。現場と事業計画等を確認した結果、周りは全て父親の農地ということでありまして、周辺農地の営農状況には支障がないということでありまして、許可相当と判断をいたしました。

次に5番ですけれども、これも現行駐車場返還要請に伴って、隣

接の農地を駐車場に拡張するということでもあります。これも現場をよく見てきましたけども、隣にリンゴ畑がありまして、そこは消毒があるんですが、消毒は駐車場の車にかからないように、トラブルのもとになりますから、ネットを張ってくれということで確認してまいりました。そういうことを踏まえて、周辺農地の営農状況に支障がないということで、調査会では許可相当と判断しております。

最後に7番ですが、これは農家住宅であります。事業計画、現場確認をした結果、これも周辺農地の営農状況に支障がないということで、許可相当と判断いたしました。以上になります。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。ないですかね。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので、採決に入ります。議案第8号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第8号は許可相当と決定いたしました。議案第9号につきましては、先ほど冒頭で、取り下げということがございましたので、そういうふうにさせていただきます。

続きまして、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明、お願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明につきまして、ご説明を申し上げます。11ページをご覧くださいと思います。相続いたしました農地が、高い評価額によりまして相続税を課税されますと、農業を継続したくても、その税金を払うために売却せざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は、一定の要件の下、相続税の全部または一部の納税が猶予される制度でございます。この制度を利用して税務署へ申告をするためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件といたしまして、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であることでございます。今月は1件ございますが、適格者であるか、ご決定をいただくものでございます。相続人につきましては、長野市大字高田●●の●●氏。特例適用農地等面積につきましては、3,488.97㎡でございます。その他の内容につきましては記載のとおりです。以上で説明、終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明がございました。それでは西部地区調査会長から、番号1番について、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

和田地区調査会長 西部調査会長の和田です。市街化区域の農地として、相続人の●●さんは、年齢が●●歳ということで、20年間農業は行っているというふうに判断しました。また、現地もきれいに農地として耕作されており、今後、引き続き農業を行っていくというふうに判断しましたので、適格証明を出してもいいというふうに判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の説明について、ご発言のある方は挙手、お願いいたします。私から1件いいですか。申請地の中で、南高田の、ずっと見ると2分の1ってなってんだけど、これはどういう意味になるのか、教えてほしいんです。1筆の2分の1？

岡田主事 事務局の岡田から説明させていただきます。●●の一部分面積につきましては、除外されてる部分は建物、農業用倉庫等が建っているため、その部分は除外させていただいて、残りの面積が455.77と846.41㎡ということになっております。残りの2分の1につきましては共有名義ということで、もう一人、名義人さんがいらっしゃるということで伺っておりますので。権利についての半分ということになっております。

議 長 なるほど。高田五反田は物置があるので除外と。それから、それ以下の高田1丁目は共有の所有物であり、2分の1の権利ということですのでよろしいですかね。

岡田主事 そうです。

岡田主事 結構ですか。私は一応、理解できました。他、質問ございますか。阿部さん。

阿部委員 耕作しているのは2分の1ずつやってるってということじゃないんでしょ？その辺は。

岡田主事 耕作を行うのは申請人という認識でいいと思います。

阿部委員 そうだね。だから耕作面積は、その2分の1も全部っていうことだね。

岡田主事 そうですね。ただ、権利上の申請地が2分の1しか取れないということです。

議 長 他、よろしいですか。

奥山委員 質問いいですか。納税猶予って、今、20年じゃなくなっただけですね。一生涯かと思うんで、1代になったと思うんですが。

議 長 事務局・・・。

熊井主幹 市街化区域の場合は20年、市街化調整区域の場合は永年にな

奥山委員 ったそうです。  
 議 長 そうなんです。市街化・・・。  
 熊井主幹 区域によって違うということですか。  
 市街化区域の場合は 20 年、市街化調整区域の場合は永年です  
 ね。  
 議 長 奥山委員さん、いいですか。  
 奥山委員 ありがとうございます。  
 議 長 他、よろしいですか。ありがとうございます。これで審議に  
 ついては切らせていただきます。採決に入ります。議案第 10 号  
 に賛成の方の挙手を求めます。  
**【全員挙手】**  
 議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 10 号は原案  
 のとおり決定いたしました。  
 続きまして、議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第  
 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題と  
 いたします。農業政策課より、議案の説明をお願いいたします。  
 農業政策課 農業政策課の市川と申します。議案第 11 号 農業経営基盤強化  
 市川係長 促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定に  
 ついて、ご説明申し上げます。着座で失礼いたします。議案につ  
 きましては、別冊 1、第 2 回総会農業経営基盤強化促進法等議案  
 のほうでお願いいたします。  
 農業経営基盤強化促進法の基本構想を掲げた市町村におきま  
 しては、農林水産省令の定めるところにより、農業委員会の決定  
 を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとされてお  
 ります。この農用地利用集積計画が決定される要件が四つありま  
 す。長野市の基本構想に適合すること。農用地の全てを効率的に  
 耕作し、農作業に常時、従事すること。利用権を設定する農地に  
 ついて関係権利者の同意を得ていること。そして下限面積につい  
 てであります。以上の要件を全て満たすことを確認しております。  
 なお、下限面積要件というのは今回の総会までになりまして、  
 次回からは、これが撤廃されます。それでは、お手元の議案なん  
 ですが、別冊 1 の 2 ページ、1 名取り下げがありましたので、差  
 し替え分ということで修正を。差し替え分、ご覧いただけますか  
 ね、こちらのほうでご説明します。  
 差し替え分、別冊 1 の 2 ページ、所有権移転と利用権設定の各  
 件数面積は、総件数 222 件、総面積は 248,458.56 m<sup>2</sup>でございま  
 す。次、1 ページ目に戻っていただきまして、今回、賃貸借と使  
 用貸借、こちらの両方の面積の期間別を示したものでございま  
 す。合計数字は先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方  
 105 名、利用権を設定する方 166 名となっております。以上につ

きまして、ご審議、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議

長 それでは審議に入らせていただきます。まず皆さん、別冊1を出しておられますよね。見ていただいていますよね。その差し替え分ですけども、1ページをご覧ください。まず、1の所有権移転関係につきましては、順次、各地区調査会長から報告をいただき質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独で、採決をさせていただきます。次に利用権設定関係ですが、2から5の賃借権及び使用貸借権については、一括報告いただきます。6の農地中間管理事業（賃借権）及び7の農地中間管理事業（使用貸借権）につきましては、法律改正により、機構配分も一括して行うこととなっております、農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものですので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。

なお、お手元の別紙1の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当しますので、関係する委員に退席いただき、審査から採決までを単独で行いたいと思います。分かります？何言ってるのか。大体理解できましたね。

まず、所有権の移転について、①の所有権移転、全部で26件ございますので、そちらをやって。それでは初めに、1の所有権移転関係の、1番から24番について、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、お願いをいたします。農家創設を含めて、お願いします。初めに北部地区調査会長から、1番から10番について、お願いします。

善財地区調査会長

北部調査会の善財です。北部関係は1番から10番ですが、全て経基法による要件を満たしているということで、問題ないと解釈をいたしました。以上であります。

議

長 続きまして、中部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長

中部地区は11番から13番までですけども、原案どおり決定することで問題はないというふうに判断いたしました。以上です。

議

長 続きまして南部地区調査会長から、14番から19番まで、お願いします。

小林地区調査会長

南部地区の小林です。14番につきましては、●●さん。お名前、女性の方ですけど、実際には、まだ息子さんが農地を、これはブドウを作る予定です。息子さんがやっております。まだ名義が登記されていないんじゃないかなと思います。あとの案件、15番、16番、17番、18番、19番までにつきましては、今回は経基法で、南部調査会議におきましても、特に問題ないということで判定をいただいております。以上です。

議

長 続きまして東部地区調査会長から、20番から26番、お願いい

たします。

近藤地区調査会長 20 番から 26 番、いずれも若穂の物件、案件ですが、調査会においては特に問題がないということで、判断をいただいております。

議長 27 番は取り下げですよ。

農業政策課 27 番は取り下げで、28 番も併せて。

市川係 28 番は有効なんですよ。

議長 28、有効です。

市川係 議長 すいません、東部地区調査会長、28 番についての報告をお願いします。

近藤地区調査会長 27 番については、先ほど事務局のほうからご報告いただいたとおり、取り下げということになります。28 番については特に問題ないということで、調査会では判断いたしております。以上です。

議長 以上ですね。ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課さんの説明及び、ただ今の各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手、お願いいたします。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議長 よろしいですかね。それでは、ここで質問を打ち切ります。所有権移転関係についての採決に入ります。所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の賛成を確認できました。それでは続きまして、2 番から 5 番の利用権設定関係について、一括、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。利用権設定関係でございますけれども、2 番の 6 年未満、賃貸借が 16 件、6 年から 10 年未満の賃貸借権が 6 件、10 年以上の賃貸借権が 14 件、使用貸借権が 18 件あります。初めに北部地区調査会長、検討結果をお願いいたします。

善財地区調査会長 利用権設定関係、6 年未満が 1 から 5 番でありますけれども、全て経基法の許可要件を満たしており、妥当だということであります。それから、3 ページから利用権設定の期間、6 年から 10 年のものがありますけれども、これの 1 から 3 についても全て妥当。それから、次のページの 21 ページ、4 番が 10 年以上の賃貸借権、これの 1 から 3 まで北部関係、27 ページが利用権設定の使用貸借ということで、これの 1 番から 3 番まで、それぞれ北部地区管内の案件であります、経基法の要件を満たしており、妥当という決定をいたしました。以上です。

- 議 長 続きまして、西部地区調査会長から、ご報告お願いいたします。
- 和田地区調査会長 西部調査会長の和田です。利用権設定の6年未満、賃貸借の5番は、先ほど法人の農家創設ということでご審議いただきました●●さんなんですけども、こちらのほうにつきましても妥当と判断しました。また、7番につきましても原案どおりってということで判断しましたので、よろしくお願いします。以上です。
- 議 長 続きまして、中部地区調査会長から、お願いいたします。
- 北村地区調査会長 中部地区の利用権設定案件3種類、いずれも原案どおり決定することで問題ないというふうに判断いたしました。以上です。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長から、お願いします。
- 小林地区調査会長 南部地区の小林です。番号12、13、14、15、以上につきまして、利用権設定6年未満ということで、全て前任の役員さんがサインされた内容だと思います。調査会で、いずれも適正であるというふうに判断いたしました。以上です。
- 議 長 それでは最後に、東部地区調査会長、よろしくお願いします。
- 近藤地区調査会長 6年未満の賃貸借権につきましては、18ページの16番については問題ないというふうに判定しています。6から10年につきましては、24ページの10番、25ページの11、12、それから26ページの13、14でございます。いずれも問題ないということで判断されております。それから5、使用貸借権のほうで、30ページの12番、31ページの13番、14番、15番、35ページの16番、17番、18番でございます。こちらのほうも、部分的には農家創設ということでありまして、調査会で説明を受けております。その他、継続のものというのは、特に問題がないと判断されております。
- 議 長 ありがとうございます。6及び7の農地の中間管理事業につきましては、農業政策課から説明のみとさせていただくということになっております。これより審議に入ります。先ほど説明申し上げたとおり、委員が関係する、別紙1、皆さん、お持ちですよ。1枚もののA4で、委員が参加できない案件1件を除いた利用権設定関係について、質疑、採決を行いたいと思いますけども。この内容につきまして、農業政策課及び地区調査会長からの報告について、ご質問ある方、お願いいたします。よろしいですか。特にございませんか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それは、調査会できちっとご議論、検討していただいているというふうに思いますんで。それでは特にご意見ないというふうに私のほうで見ましたので、ここで原案の採決に入りたいと思います。この原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できました。それでは議案第 11 号のうち、別紙 1 を除く利用権設定関係について、原案のとおり決定することになりました。

続きまして、委員が議事に参与することができない別紙 1 の案件について、採決を行います。別紙 1 につきましては、●●が関係しておりますので、ご退席願います。

【●●退室】

議長 別紙 1 について、先ほど農業政策課から説明をいただきました。この内容についてご発言のある方、お願いいたします。特にないですかね。

【質疑なし】

議長 それでは特にはございませんので、採決に入ります。別紙 1 について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●に入室を許可します。

【●●入室】

議長 以上、議案第 11 号につきましては、全て原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第 12 号 経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた農用地利用集積計画の一部取り消しの決定についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課 議長 議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定について、ご説明申し上げます。同じく別冊 1 の 87 ページをご覧ください。農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て定められており、取消しの決定を行う場合も農業委員会の決定を得て行うことが必要であるとされているため、決定をお願いするものでございます。

まず 87 ページ、1 件目なのですが、公告日令和 2 年 6 月 1 日、令和 2 年 5 月 29 日の農業委員会総会にて決定をいただいたものです。取り消す農地利用集積計画は、利用権設定関係の農地中間管理事業の賃貸借権です。所在は篠ノ井石川の●●の農地で、貸付人、●●さん。そして、長野県農業開発公社が借り受け、株式会社●●へ貸し付けるというものでございました。今回の取消し理由ですが、●●さんの死亡のためという理由でございます。

次ページ、88 ページをご覧ください。公告日令和 5 年 2 月 1 日で、令和 5 年 1 月 31 日の農業委員会の総会で決定いただいたものです。こちらも農地中間管理事業の賃貸借権がございまして、

所在は、川中島四ツ屋●●の農地で、貸付人、●●さん、借受人が●●さんで、貸し付けるものでございました。こちらも、今回の取り消し理由、借受人の●●さんの死亡のためでございます。以上につきまして、ご決定いただきますよう、ご審議、お願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは地区調査会長から、検討結果及び意見等、報告をお願いいたします。中部地区調査会長から、59 番、60 番について、お願いします。

北村地区調査会長 59 番、60 番ですが、今、事務局のほうから説明があったとおり、受人の方の死亡ということでありまして、息子さんが速やかに引き継ぐということになっており、問題ないというふうに判断いたします。以上です。

議 長 南部地区調査会長、174 番、175 番について、お願いいたします。

小林地区調査会長 174 番、175 番につきましても、●●さん死亡ということで取消ということです。

議 長 いいですね。そういうことですね。ただ今、調査会長から説明がありました。農業政策課の説明及び調査会長からの報告につきまして、ご発言のある方の挙手を求めます。参考までに、中部地区調査会長、お聞きしたいんですけど、60 番の件ですけども、畔上さんが亡くなったんですよ。

北村地区調査会長 そうなんです。

議 長 ●●さん、これ見ると 14 町歩やってるんですね。これ、どうされるんですか。

北村地区調査会長 ここ、事務局から、もしあれだったらフォローしてもらいたんですけども、大半は名義変更でできると。公告しなくてもいいということ。たまたま、この案件が 2 月 1 日に公告するところだったんですが、その前に亡くなったことが分かって、これだけ取り消しをしなきゃいかんということで。あとは息子さんに。

議 長 単なる手続き上のタイムラグの問題だったという意味？

農業政策課 そうですね。農業委員会の総会にかけたときに既に亡くなつたんですけど、決定いただいちゃったもので。決定の前に亡くなつたのは、取り消しができないんですね。決定した後に、もし亡くなった場合は、相続人や相続人代表が受け継げばいいだけなんですけど、これだけ、そういう形です。●●さんが、確かにおっしゃるとおり、かなり農地、借り受けてるんですけど、今、中間管理機構のほうで、息子さんが引き継ぐように。

議 長 息子さんが。

北村地区調査会長 息子にそのまま引き継ぐ。

農 業 政 策 課  
市 川 係 長  
議

変えています。

そういうことね、分かりました。それですっきりしました、私も。これより質疑に入ります。農業政策課からの説明並びに地区調査会長の報告について、さらにご質問ございますか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議

長 それでは、ないようですので、採決に入ります。議案第 12 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 全員の方の賛成を確認できました。よって、議案第 12 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 13 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による「農用地利用集積等促進計画（機構配分）」の意見聴取についてを議題とします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課  
市 川 係 長

議案第 13 号の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による「農地利用集積等促進計画（機構配分）」の意見聴取について、ご説明いたします。同じく別冊 1 の 89 ページですね。今回の議案なんですが、農地中管理事業の推進に関する第 19 条の 3 項のうち、市町村が必要のがあると認めるときは、農業委員会の意見を聞くことができると規定されております。特に農業委員会の皆さんの意見聴取ということで、中間管理事業で新たに農業を始める農家創設をする方、もしくは、中間管理事業で市外から初めて長野市で農地を借りる方については、特に議題にして意見を聞くということで、農業政策課と農業委員会のほうで定めております。

今回、新たに中間管理事業で農家創設をする方なんで、これについて、ご説明いたします。別冊 1 の 89 ページ、今回、権利の設定を受ける方、新しく農家創設する方、3 名で、賃貸借と使用貸借を合わせて 9,360 ㎡を長野県農業開発公社がこの方たちに貸し付けるものになります。90 から 91 ページをご覧ください。番号 1 番の●●さん、ぶどうの栽培で、大豆島地区において農家創設をする方。2 番の●●さん、りんごの栽培で、篠ノ井の小松原において農家創設をする方。最後に 3 番、●●さんは野菜の栽培で、松代町清野、柴において農家創設をする方になります。説明は以上でございます。意見聴取についてのご審議をお願いいたします。

議

長 ただ今、農業政策課から説明がございました。それでは地区調査会長から、検討結果について、農家創設を含めて意見等の報告

お願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番について、お願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番の関係、今回、農家創設ということで、本人の出席をいただいて営農計画を聞き取りました。この方、今まで農業をやったことないのですけど、家庭菜園をやってる程度だったんですが、専業でぶどう栽培をやっている友人の影響で、今回 22 アールを借り受けてブドウ栽培をしたいということでありまして、意欲満々でありますので、許可妥当だというふうに判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長、2 番お願いいたします。

小林地区調査会長 南部調査会の小林です。2 番、農家創設ということで、お年、まだ若いです。●●歳ということで、農業大学を出まして、果樹をこちらで。お住まいは、町中なんですけれども、実際に篠ノ井共和の小松原という所でリンゴ作りをされるということです。新しい品種の栽培方法、高密度とか、そんなようなことを考えているということです。これから頑張っていただければということで、調査会でも、皆さんも賛同いただけております。問題ないかと思います。

議 長 続きまして東部地区調査会長から、3 番について、お願いします。

近藤地区調査会長 ●●さんですが、ご本人から説明をいただきました。現在、まだ清掃業とおっしゃってたんですけど、お勤めが現役ということで、将来の定年も見据えた中で、農業を順次、実際に進めていきたいというふうなご意向です。農地も既に耕作もできる状態で、野菜全般ということですが、松代一本ねぎを中心に、営農を行っていききたいということです。前の耕作者の方からも栽培の指導を受けられる状況にあるというふうなことで、心配はないのじゃないかということで判断されました。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明及び地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 13 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 13 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 14 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利用集積等促進計画（機

構配分)」の決定についてを議題といたします。当案件につきましては、今まで報告案件でありましたが、3月の総会案件から議案の取り扱いになります。よって、まず変更区分を、農業政策課さんから説明をお願いいたします。

農業政策課 市川係長 議案は同じく別冊1の92ページからになるんですが。その前に、すいません、皆さん、資料ナンバー、資料13っていうA4横なので、どういうふうに変更するかっていう説明したいんで、まず、ご覧いただきたいと思います。題名が農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴う農用地利用集積等促進計画（機構配分）の事務変更手続き。右上の所に、令和5年3月29日第2回総会、資料13農林部農業政策課っていうの、まず、ご覧ください。

議長 よろしいですか。説明をお願いします。

農業政策課 市川係長 先ほどのお話のとおり、今まで農業委員会の総会に報告、お伝えするという案件だったんですが、法律が変わって、決定していただくという案件に変わりました。そこが一番の変更です。資料を見ていただきたいんですけど、上に農地中間管理事業の推進に関する法律の改正ってあります。去年の4月に改正されて、今度は来月の4月から施行、動きだします。4月から動きだして、4月から県が決定する。最終的には農業委員会が決定して、県のほうも、つまり認可の公告っていうのをするんですけど、県がこの4月に公告をするので、今この時点で農業委員会の総会に諮んなければいけないため、3月ではありますけど、皆さんにお願いしています。

何が変わるかというところなんですけど、その前に、まず中間管理事業による主な貸し借りの方法ということで、上のほうで説明します。中間管理事業っていうのは、二つ、貸す方法があるんですけど、そのうちの一つの貸す方法の手続きが変わります。まず、一般的に変わらない、今まで、ほとんどがこの方法なんですけど、一括方式といいまして、通常の場合です。普通、中間管理事業っていうのは、農地の所有者から長野県の農地中間管理機構が借り受け、それをすぐに耕作者へ貸し付ける。それを一括で行う。仲介に入って一括で貸し借りを行うっていうのが普通の中間管理事業のやり方です。

ただし、次、下の機構配分。最初、普通に一括方式で、貸す人と中間管理機構が真ん中に入って借りる人が成立していたんですけど、途中で借りる人だけ代わる場合があります。例えば、普通にAさんがその農地で借り受けてやってたんですけど、AさんよりもBさんのほうがやってる圃場は近いし、Bさんが集積や集約でいいんじゃないかっていうことで、Bさんのほうで、俺がやったほうがいいんじゃないか、引き受けるよってなった場合

に、貸す人はそのまま貸す契約は続いているんですが、借りる人だけ代わるという方法があります。その手続きだけ、今回、変わるということです。変更前っていうのを見ていただきたいんですが、今まで借りる人だけ代わるっていった場合には、中間管理機構から委託を受けた長野市の場合は、長野市農業公社が機構配分計画って言って、AさんからBさんに耕作者が代わりますよっていう計画を作って、農業委員会へは報告をするだけでした。報告をして、その後には農地中間管理機構のほうで審査、ホームページに公開して、長野県のほうで認可・公告して、借受人、最終的に代わって、貸借が開始するという流れだったんですが。この法律の改正によりまして、同じく長野市の農業公社のほうで計画案は作るんですが、それを今回の議案の14号のように、農業委員会の総会で決定していただいて、そのとおり県のほうでも処理してねということで、県に要請というのを行います。要請って言うと、お願いみたいに聞こえるんですけど、あくまで農業委員会で決定したものを尊重してもらうっていうことになります。この後は今までと同じです。中間管理機構のほうで受け取った書類をホームページに公開し、県で認可・公告をして、耕作者が代わるという流れに今後変わります。

なんでこういうふうに変ったかっていう変更の意味なんですが、中間管理事業っていうのはさっきの利用権設定と違って、あくまで借り受けできる耕作者っていうのは認定農業者であったり、人・農地プランの中心経営体といった、地元で農業をやっている担い手たちでありますので、今までは耕作者だけ、担い手が代わっただけでは、ずっと農業やってる人なんで、農業委員会に諮るところまではしなくても、市の公社で作成した計画を中間管理機構や県で認可、報告すれば足りていたというのが今までの法律でした。しかし、今回の法律の改正によって、耕作者だけが代わる場合においても、農業委員会で決定し、その原案を機構で審査、県で認可・公告してもらうよう要請することになってるんですが、今後、地域計画を長野市のほう中心で作成していくに当たって、農業委員会のほうでしっかりと見てもらいたいという、重要な役割を果たしてほしいと、持ってほしいということで、今回の中間管理事業の貸し借りは、全て農業委員会に諮るということになったところでございます。だから、権限的に強くなったというようなことで、今までみたいに報告ではなく、決定までお願いしたいというふうに変わりました。説明としては以上です。

議

長 農業政策課さん、今、丁寧に、資料に基づいてご説明をいただきましたけども、この制度につきまして、皆さんのほうからご質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

北村委員。

北村地区調査会長

2点ほどお尋ねしたいんですけど、一括方式っていう通常の案件ですね。これは先ほどもやりましたが、農地利用集積計画という中で、今後も同じように対応していくっていうことでよろしいですか。

農業政策課  
市川係長

そのとおりです。

北村地区調査会長

いいんですか。それから一括方式も、機構配分についても、最初、一括方式でやって、配分だけ変えるっていうご説明でしたが、例えば機構が受けるだけというケースもあると思うんですが、これはどういうふうに。総会には諮るんでしょうか。

農業政策課  
市川係長

基本的には機構だけで受けると、機構が農地も維持したりとか、自分たちで機構が農業できるわけじゃないので、通常はないです。今までやったパターンは、若穂綿内の基盤整備事業だけです。ああいう特殊な場合だけはありますが、通常はないと思っていただいて結構です。ですので、一括方式と配分が変わるだけだということ。

北村地区調査会長

若穂の場合には総会にはかかったんですか。

農業政策課  
市川係長

かかりました。

北村地区調査会長

それを受けるっていうだけの。

農業政策課  
市川係長

そうです。

北村地区調査会長

それは集積計画ですか。

農業政策課  
市川係長

そうです。

北村地区調査会長

分かりました。

議 長

よろしいですか。他いかがでしょうか。制度については、ご理解いただいたというふうにし、次に進みます。それでは、議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による「農用地利用集積等促進計画（機構配分）」の決定についてを議題といたします。あらためて農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課  
市川係長

それでは別冊1の92ページ、ご覧ください。今回、借受人だけ代わる、機構配分を受ける方が8名、賃貸借と使用貸借を入れてまして22,961㎡が、長野県の農業開発公社、中間管理機構がこの方たちに貸し付けを行うものです。93ページ、ご覧ください。今回、機構配分を受ける方、番号1番、●●さんです。北長池で水稻を栽培する計画。次の2番、●●株式会社さんは、鬼無里地区でそばを栽培する計画。94ページも同じ●●さんで、最後95

ページ、番号3番、●●さん、真島町川合でももを栽培する計画。4番、●●さん、篠ノ井東福寺でぶどうを栽培する計画。番号5番、●●さん、先ほどの方なのですが、松代の清野、柴で野菜を計画する方。6番、●●さん、若穂綿内で水稻を栽培する計画。番号7番、●●さん、若穂綿内でぶどうを栽培する計画。最後8番、●●さん、若穂の牛島でももを栽培する計画です。以上につきまして決定いただきますよう、ご審議、お願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明ございました。それでは各地区調査会長から、検討結果について、農家創設を含めて意見等の報告をお願いいたします。北部地区調査会長から、1番について、お願いいたします。

善財地区調査会長 1番、●●さんの耕作地になる所ですが、2筆あります。それぞれ賃貸借期間は違っておりますが、元の公社の借入期間に沿って、あらためて●●さんに貸し出しを行うというものであります。問題ないと解釈いたしました。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、2番お願いします。  
和田地区調査会長 鬼無里地区で、●●さんがそばを栽培するわけですが、筆数は多いんですが、きれいに整地して、●●さんがそばを栽培するということで、原案どおりできると思いますので、よろしくお願いします。

議 長 続きまして中部地区調査会長から、3番、お願いします。  
北村地区調査会長 ●●さんは去年新規就農して、川中島でももを栽培してるんですが、さらに拡大したいということでありまして、真島町川合の堤外地を今回、配分を受けたということであります。たまたま、これを前任者が若穂の方でやってたんですが、会社の地元のほうで代表をやるということで、こちらまで手が回らないということで、今回、配分を変えたということです。問題ありません。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長。  
小林地区調査会長 4番の●●さん。耕作地は、東福寺ということになります。中沢というところです。ブドウ栽培ということで、賃借権の関係、特に問題ないということで、調査会では認めました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、5番から8番まで、お願いします。

近藤地区調査会長 5番は●●さん先ほどの農家創設をされる方です。6、7、8につきましても問題ないと判断しました。以上です。

議 長 以上ですね。これより質疑に入ります。農業政策課の説明及び地区調査会長からの報告に、ご質問のある方はお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 ないようですので採決に入ります。議案第 14 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 14 号は原案のとおり決定いたしました。

議案第 15 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 15 号 非農地決定につきまして、ご説明申し上げます。農地法等の議案、本冊になりますけれども、13 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 22 ページの 231 番まででございます。非農地決定についてでございますけれども、農地利用状況調査におきまして、山林原野と判定されました農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者からご同意をいただきまして、申請書が事務局に届きますと、総会で非農地決定を議決いたします。議決になりますと、農地所有者本人に非農地決定通知書を発行し、この時点で、農業委員会の農地台帳へも非農地として反映をさせます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目の変更登記を行うことができます。

22 ページに面積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものが、山林が 112 筆、面積が 38,794.71 m<sup>2</sup>、原野が 119 筆で、面積は 37,044.83 m<sup>2</sup>、合計で 231 筆、75,839.54 m<sup>2</sup>でございます。多くは昨年 11 月に、対象者がございます、小田切地区、鬼無里地区に、調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことから、まとまって申請のあったものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を求めます。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第 15 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 15 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について及び報告 3 号 農地法第 3 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出につ

きまして、ご説明を申し上げます。23 ページをご覧くださいと思います。番号 75 番から 77 番までの 3 件であります。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要でございますけれども、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいとなっております。4 条の届出となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない届出、転用届けとなります。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出につきまして、ご報告申し上げます。25 ページをご覧ください。番号 177 番から 30 ページ 195 番までの 19 件でございます。同じく市街化区域内の届出でございます。5 条の転用届けとなり、農地の権利移動を伴う転用届けとなります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告を申し上げます。

続きまして、報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出につきまして、ご報告申し上げます。31 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 3 番までの 3 件でございます。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で要件に当てはまる場合は、4 条許可は不要で、農業委員会への届け出を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題もなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件 3 件につきまして、ご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長      ただ今、事務局から報告第 1 号、第 2 号及び第 3 号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長      いいですね。それでは報告事項でございますので、それぞれご了解いただきたいというふうに思います。

報告第 4 号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹      報告第 4 号 営農型発電施設の下部農地における農作物の状況報告につきまして、ご説明を申し上げます。資料は 33 ページをご覧くださいと思います。毎年度末に報告をいただいておりますけれども、報告案件は 3 件でございます。支柱を建てて、太陽光パネルを設置したまま、その下で営農を行う太陽光発電施設

につきましては、転用期間を限定した一時転用の取り扱いになります。期間は原則3年としておりますけれども、3番を見ていただきますとおり、期間が10年となっております。担い手が所有している農地、または利用権等を設定している農地で営農を行う場合や、農用地区域内を含めた荒廃農地を活用する場合、農用地区域以内の第1種農地、または第3種農地も活用する場合といった条件の場合は、10年となっております。いずれも下部農地における営農の継続を前提としておりますので、農林水産省から通知で転用許可を受けたものは、下部の農地で生産された農作物に係る収量等の報告を収穫した年の翌年の2月末までに、許可権者の長野県に報告することとなっております。3件の報告の内容につきましては記載のとおりですが、農作物の状況報告に際しては、報告内容が適正であるかについて、知見を有する者の確認を受けることとなっております。

1番は穂保地区でワラビの栽培でございます。右側の報告内容にも書いておりますとおり、総収量は696.5キログラムで、昨年より約240キログラムほど増えており、長野地域振興局林務課の指導を受ける中で、収穫量の増加に取り組んでいるところだということをお聞きしております。なお、確認につきましては、長野県が行っております。

2番につきましては、小田切地区のワラビ栽培でございます。今年度の単収量は153キロで、単収目標の89パーセントとなりまして、門前市等に出荷するなど、販売事業の拡大を図っているというところでございます。確認につきましては、NPO法人●●の●●副理事長が行っておるところでございます。

3番は若穂地区での花と苗の栽培でございます。全国のパンジー苗の平均単収は10アール当たり45,600個に対しまして、42,000個でございました。この確認につきましては、地区担当の宮澤農地利用最適化推進委員さんに行っていただいております。以上、3件の報告書を許可権者であります長野県に提出いたしましたので、ご報告申し上げます。以上です。

議

長 　ただ今、事務局から、営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告をいただきました。ただ今の報告に対して、皆さんのほうから、ご質問ご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議

長 　質問がないようでございますので、報告案件でございますので、ご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

　　まだまだ議題は山積しております。始めて2時間なろうとしています。ここで休憩に入りたいと思います。ただ今、この部屋の

時計見ると 3 時 25 分です。10 分休憩で 3 時 35 分再開したいと思いますので休憩をしたいと思います。

【休 憩】

議 長 会議を再開いたします。ここからは、その他農業委員会業務に関わる事項について、審議を行います。議案第 16 号 農業委員会関係長野市個人情報保護条例施行規則の廃止についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 16 号 農業委員会関係長野市個人情報保護条例施行規則の廃止につきまして、ご説明をいたします。別紙資料 1 をご覧いただきたいと思います。3 ページものでありますが、別紙資料 1 でございます。個人情報の保護につきましては、各自治体がそれぞれ条例で定めておりましたが、デジタル社会の形成を図るため、個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、全国一律のルールが定められることから、条例規則等を見直すものでございます。

3 ページに、現在使われております規則を資料としておりますが、農業委員会が独自に細かく定めているのではなく、長野市の条例規則の例によるとして、準用をしているものでございます。今回、長野市個人情報保護条例の廃止に伴いまして、農業委員会関係長野市個人情報保護条例の施行規則を廃止するものでございます。資料の 1 ページには、規則を廃止する規則、また 3 ページに記載がありますとおり、施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日からとなります。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がございました。これより審議に入ります。この案件について、発言のある方は挙手、お願いいたします。いないですね。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので、これより採決に入ります。議案第 16 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 16 号は原案のとおり決定いたしました。

引き続きまして、議案第 17 号 長野市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 17 号 長野市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定につきまして、ご説明申し上げます。別紙の資料 2 をご覧いただきたいと思います。議案第 16 号 農業委員会関係長野市個人情報保護条例施行規則の廃止に伴いまして、新たに定め

る規程でございます。1 ページには、制定する規程の原文を資料とさせております。条文でございますが、廃止規則同様に、法律の施行令に基づく市の条例等の例によるとしております。2 ページに記載がありますとおり、施行の期日は令和5年4月1日からとなります。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局説明がありました。これより質疑に入ります。この案件につきまして、発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、これより採決に入ります。議案第 17 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 17 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 18 号 農家創設時の事務の取扱手続きについてを議題といたします。それでは事務局から、本案件の説明をお願いいたします。

松橋事務局長補佐 事務局の松橋です。私のほうから農家創設時の事務の取り扱い手続きについて、ご説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

資料3をご覧ください。現在、具体的な方針等を定めずに、農家創設をする方の事務の取り扱いについて実施してきましたが、令和5年4月1日から方針を定めて、農業委員会事務局としても、事務の手続きにあたるのがよいと考えたものです。内容的には、ほぼ、現在農家創設時に実施していたものを組み入れた形となっております。役員会、調査会でご説明させていただきました。

1、趣旨につきましては、令和5年4月1日以降の農家創設時の事務取扱について、本市農業委員会で方針などを定め、農家創設者にも手続きなどのときにおいて、協力をお願いするもの。どうしても今回の方針の中には法的な根拠の部分がありませんので、農家創設者には協力をお願いするものとなっております。

2、具体的な方針につきましては、新たに農業を実施する、10アール以上の農業者は農家創設と捉え、現在も実施しております営農計画書の作成と、地区調査会において、営農計画書に基づく説明をしていただきます。また、法人につきましても、地区調査会だけでなく、総会においても営農計画書の説明をしていただきます。

三つ目の理由につきましては、方針で示した、新たに農業を実

施する 10 アール以上については、下の表をご覧ください。これらの用語の定義、農林業センサス等の統計上の定義となりますが、こちらで、農家は経営耕地面積が 10 アール以上の農業を営む世帯となっています。また、法人に当たる農家以外の農業事業体についても、経営耕地面積が 10 アール以上の農業を営む世帯以外の事業体となっていることから、農業を本格的に実施する方、農家については 10 アール以上と、方針の中に入れた形になっております。また、こちらの定義につきましても、今後、変更はないと確認しております。

いずれにしましても、最も大きな理由としましては、調査会などに出席していただくことで委員さんとのつながりができ、本格的に新たに農業を進める方に対して、農業委員会として関わりを持って支援することは、担い手の育成につながる重要なことあります。また、下限面積撤廃などの影響も考え、こちらの事務取扱手続きで 4 月 1 日から進めていきたいと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議

長

ただ今、事務局から農家創設時の事務の取り扱いについての案の説明をいただきました。これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いいたします。なお、地区調査会で、ある程度ご議論をされたかと思えますけども、ご議論も含めてご意見あれば、お願いいたします。いかがでしょうか。

いずれにしても 10 アール、1 反歩以上でやられる方。一反歩って簡単に言うけど、1,000 m<sup>2</sup>ですね。面積的には大きいし、それなりに地域で責任を持ってやらなければということでは、私どものコミュニケーションを十分に取った上で、それから、お互いに、ただ単に管理だけじゃなくて、指導していくとかいうことも含めて、こういった情報は必要じゃないかなということで、事務局のほうで作っていただいたというふうに理解をしております。そういう面で、非常に画期的な動きじゃないかなというふうに思います。特にご意見ございませんかね。それでは、なければ、採決に入ります。議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 18 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第 19 号 令和 5 年度事業計画についてを議題といたします。それでは事務局より、各地区調査会での意見と検討状況を含めて、議案の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐

事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。本日お手元にお配りしました資料の中の右肩に、資料ナンバー 4-1 と書いてあ

る資料をご用意いただきたいかと思ひます。着座にて、説明させていただきます。議案第 19 号 令和 5 年度長野市農業委員会事業計画案でございます。本件につきましては、地区調査会で説明をさせていただいた案件でございます。特段の修正点はございませんでした。

1 番の基本方針でございます。中ほど後方に書いてございますように、農業委員会の必須業務である農地利用の最適化の推進をはじめ、市関係部局等関係機関と連携を取りながら、目標地図の素案を作成するとともに、地域における話し合いの場や調整に積極的に関与し、担い手への農地利用の集積や新規参入の促進等を進めてまいります。また、農家相談会等を通じて、農地の確保と保全を図り、地域の農業者の声を十分に把握し、必要とする農業施策の要望につなげるよう努め、市関係部局と一層の連携のもと、地域農業の活性に向けた活動を展開するとともに、『活動・審議の見える化』の徹底に留意し、地域農業者の代表として、次の事項を基軸として活動してまいります。

2 番の重点事業計画でございますが、5 項目でございます。(1) 番の農地等の利用の最適化の推進。2 ページ目をご覧いただきたいかと思ひますが、2 点目としまして、地区調査会活動の充実。3 点目としまして、農地利用状況調査等の実施。(4) 番としまして、農地法等に基づく適正な事務執行。(5) 番は新規事業でございますが、農業の DX、デジタルトランスフォーメーションの推進。これらを重点事業計画としております。

続きまして、3 ページ目をご覧いただきたいかと思ひます。3 番の、その他事業計画でございます。こちらは 10 項目でございます。(1) 番としまして、農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出。(2) 番として、農政懇談会の開催。(3) 番としまして、農業災害の調査。(4) 番としまして、新規就農者へのサポート支援。こちらにも新規事業となっております。(5) 番の農地所有適格法人等への支援・指導。(6) 番の農業者年金の加入促進。(7) 番の広報活動。4 ページ目をご覧いただきたいかと思ひますが、

(8) 番としまして、農業委員会の研修。(9) 番、農地利用最適化の推進等に係る視察研修。(10) 番、各関係機関・団体との連携。以上の 10 項目を事業として掲載してございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議

長 ただ今、事務局から議案の説明がございました。この議案については、既に役員会で議論をし、さらに地区調査会で、事務局から説明をさせていただきました。それぞれ十分ご理解をいただいたというふうに思ひますが、調査会長のほうで、調査会の雰囲気も含めて補足等ございましたら、お願ひいたします。特に調

査会長のほうはよろしいですか。いいですかね。それでは特段、意見もないようでございますので、ここで採決に入りたいと思います。議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 19 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第 20 号 農業委員会合同研修の開催についてを議題とします。それでは事務局から、本案件の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 こちらもお手元に配布させていただきました資料ナンバー 5 をご覧いただきたいかと思えます。議案第 20 号 令和 5 年度農業委員会及び推進委員合同研修会の実施について案でございます。1 番の趣旨につきましては、地区調査会における研修を柱としながら、加えて、農業委員及び農地利用最適化推進委員合同で行う全体研修会を以下により開催するものとしてます。

2 番の開催する時期ですけれども、4 月の総会后、それと 2 月の総会后に計画をしております。3 番のおよそのスケジュールでございますが、1 時半から 3 時 15 分まで総会をした後に、3 時半から 5 時までで合同研修会を開きたいと思っております。総会につきましては、推進委員さんは任意で参加をしていただきたいと思いますと考えております。研修会につきましては、農業委員さん、推進委員さん、全員の参加としていきたいと考えております。

4 番の合同研修会における内容でございますが、4 月につきましては、令和 5 年度の農林部主要施策についての説明を聞きたいと思えます。また、農地利用最適化推進に向けた意見交換を予定しております。6 年の 2 月につきましては、委員会活動報告と地区調査会ごとの事例報告を予定しております。また事前に、詳細につきましてはご説明をしていきたいと考えております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 長 ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議長 長 それでは意見がないということで採決に入ります。議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 20 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 21 号 農業委員会だよりの発行計画についてを議題といたします。それでは事務局から、本案件の説明をお願いいたします。

曾 根 係 長 事務局の曾根です。議案第 21 号 令和 5 年度農業委員会だよりの発行計画について説明いたします。資料ナンバー 6 をご覧ください。説明は着座で失礼いたします。農業委員会だよりは農業委員会活動を市民に広く知ってもらうとともに、その活動に対してご協力いただけるよう、「広報ながの」の折り込みとして、年 2 回、全戸に配布しています。令和 4 年度は委員改選期のため、8 月と翌年 4 月に発行いたしましたが、令和 5 年度は例年どおり 9 月と 3 月に発行します。

記事内容は、農業委員会の必須事務である農地等の利用の最適化に焦点を当てたものとし、9 月発行の第 96 号では、農地パトロール、農地利用状況調査について、3 月発行の第 97 号では、農地の賃貸借料情報や、委員会事業報告などを掲載することを予定しています。新規就農者も地区調査会ごとの持ち回りで、引き続き順番に紹介していきたいと思えます。また昨年度までと同様、役員をだより編集委員会の委員とし、編集委員会は役員会終了後に開催することを案といたします。以上、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。これより審議に入ります。ご質問のある方、挙手、お願いいたします。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 21 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 21 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 22 号 視察研修の持ち方についてを議題といたします。それでは事務局から、本案件の説明をお願いいたします。

駒 村 主 査 事務局の駒村と申します。よろしくお願いいたします。議案第 22 号 視察研修の持ち方について、説明させていただきます。資料は本日お配りした資料の 7-1 をご覧ください。説明は着座にて、失礼いたします。

こちらは、今月の地区調査会で説明させていただき、その際、特段の意見はありませんでしたので、簡単に説明させていただきます。3 の第 19 期の視察の実施方針については、毎年、管内視察と管外視察の 2 種類の視察研修を実施し、3 年間の委員さんの

任期内で、管内と管外の視察研修に1回は出席するというものでございます。各地区調査会ごとの参加人数の割り当てにつきましては、3ページの表のとおりでございます。以上となりますが、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明がございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手、お願いいたします。よろしいですか。  
【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。よって、議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第23号 管内視察研修の開催についてを議題といたします。それでは事務局から、本案件の説明をお願いいたします。

駒 村 主 査 議案第23号 管内視察研修の開催について、説明させていただきます。資料はナンバー8をご覧ください。今回の概要ですが、期日は5月17日水曜日を予定しております。管内視察研修につきましては、毎年、地区調査会ごと持ち回りで担当しており、今回は北部地区調査会が担当となります。移動手段は中型バス2台を使用します。今月の地区調査会において、担当の北部地区調査会のほうに視察の候補地選出をお願いしたところ、次のとおりご提案いただきましたので、説明いたします。

まず一つ目ですが、●●氏で、浅川でワイン用ブドウを栽培している新規就農者になります。次に、●●。こちらは豊野にある●●の施設で、生産者の負担軽減と作付面積拡大による産地化を目指し、ピーマン包装機を導入しております。次に長沼支所周辺ですが、この辺りは、令和元年東日本台風で甚大な被害を受けており、災害からの復興状況を視察するものでございます。次に大豆島にある長野オリンピックミュージアム。昼食会場は長沼の●●を予定しております。

今後のスケジュールですが、この3月の総会で、視察内容のご検討、ご決定をいただきまして、4月の役員会で詳細を決定します。4月の地区調査会で参加者を選んでいただき、5月17日に視察研修を実施するということを考えております。以上となりますが、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 管内視察研修、5月17日に実施という内容でございます。何かご意見ございますか。特にございませんね。

【質疑なし】

- 議 長 それでは議案第 23 号について、原案のとおり決定をすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 23 号は原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして、議案第 24 号 関係団体の委員推薦に係る農業委員会委員の人選についてを議題といたします。事務局から、本案件の説明、お願いいたします。
- 笠井事務局長補佐 資料ナンバー 9 をご覧いただきたいと思います。議案第 24 号でございます。本件につきましても、地区調査会でお願いをしてきたところでございます。記載のと通りの委員の皆さまに推薦をお願いさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 既に個人への事前内諾と快諾を得てるということでございます。地区調査会でも説明されてるということでございますけども、それでもご質問ご意見ございますか。特にありませんかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは採決に入ります。議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認できました。よって、議案第 24 号は原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして、議案第 25 号 農業者年金の加入推進についてを議題といたします。事務局から、本案件の説明をお願いいたします。
- 曾 根 係 長 事務局の曾根です。議案第 25 号 農業者年金の加入推進についてをご説明いたします。資料ナンバー 10 をご覧ください。本件は、農業者年金の加入推進をより一層進めていくため、農業者年金推進委員会を組織したいと考えました。この推進委員会の会長には、農業委員会会長代理に就いていただき、各地区調査会の農業委員から 1 名の年金推進委員を選出してもらい、総会後に推進委員会を年 3 回、開催したいと思います。女性の農業者に向けた加入推進方法を女性目線で考えていただきたいと考え、基本的に女性委員の参加も原則にしたいと考えております。詳細については、各地区調査会でご説明したとおりでございます。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局から説明をいただきました。農業者年金っていうのは、農業委員会活動にとっても非常に大事な、表には出ませんけども、内容でございます。着々と推進活動を進めていかなければなりません。この内容につきましても、ご質問ございましたら、

お願いいたします。特によろしいですか。

【質疑なし】

議長 それでは意見がないようでございますので、採決に入ります。  
議案第 20 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 25 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、報告第 5 号 農地利用状況調査の地区別集計結果についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

小林主事 事務局の小林です。こちら、詳細は地区調査会にて、ご説明したとおりですが、資料ナンバー11-1 から 3 までございまして、11-1 は、令和 4 年度農地利用状況調査の地区別集計表の一覧です。こちら、ご確認いただきまして、こちらを踏まえまして 11-2 は遊休農地ですね。A2・低利用の筆数、面積の令和元年度からの年度別の比較と、あと、前の年度の調査で遊休農地だったものが、翌年度調査にて、別の判定となった農地の筆数と面積比較。こちら令和元年度の調査から過去 4 年間分、掲載しております。裏面には、A2、低利用、遊休農地、B 分類といった、用語の解説をしております。めくって 3 枚目については、こちらの農地利用状況調査において、A2・低利用と判定された農地の所有者に、今後の農地の利用意向について調査を行ったものですが、こちらの集計結果が掲載されております。

令和 5 年の 3 月 1 日現在の回答については、下の四角の中のとおりでして、回答数は所有者 394 人、筆数 679 筆、面積にして 295,721 m<sup>2</sup>分について回答いただきました。内訳については以下のとおりでして、残りの 214 名については回答なしということでした。報告については以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、事務局から、農地利用状況調査の地区別集計結果について報告いただきました。私のほうからコメントしますけども、報告第 5 号の利用状況調査結果は、ある面では農業委員、推進委員の通信簿みたいところがある。遊休、荒廃農地がどう推移してるかというデータで表した、活動の結果がこういう形で出てくるということですから。まず、自分の担当する領域がどうなのかということをご確認いただいて、それがどういったところにいるか、分析なんかもぜひしていただいて、さらに最適化活動、どうやって進めていくかというデータベースになります。公に言えば、大体この数字がとにかくの数字でございます。そんなことを含め、ぜひとも優良農地を増やす、荒廃農地を減らすと、結果的には、そういう形で持っていきたいというのが私どもの活動でござ

ございますので、そういった理解で、この集計表をご活用いただければ、ありがたいと思いますし、もう一つは、きょうの私の『つぶやき2』の中でも、裏面の一番下に、復元の困難な山や原野は非農地化する活動しましょうって書いてます。要は使われてなくて、5年も10年も放ってあるやつは、できるだけ非農地化したんです。非農地化すると、私どもの担当エリアからなくなるんです。ちょっと無責任な言い方です。私どもは、あくまで農地を管理するのが農業委員会です。10年も20年も抱き付くような木があっても、そのまま農地になっているということ自体が異常なんですね。そういった意味では、事務手続きでできるだけ、いわゆる荒廃農地率という数字に、すぐ母数で影響してきます。そういったことも含めて、このデータベースがありがたいんで、ご協力をよろしくお願いいたします。

これは報告事項でございますけど、皆さんのほうから、ご質問、ご意見ございますかね。特にありませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは、報告事項でございますので、皆さんがたにご了解いただいたというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第6号 固定資産税の評価替えに係る標準農地の選定者も選出についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

松橋事務局長補佐 事務局の松橋です。私のほうからは、報告第6号について、ご説明させていただきます。資料の12番をご覧ください。こちらは財政部資産税課からの依頼事項になります。固定資産の評価替えが、3年に1度行われておりますが、令和6年度、固定資産の評価替えに伴い、農地の適正な時価を把握し、公平な課税を行うに当たり、農地に精通している農業委員に、各地域の標準農地の評定をしてほしいということで、2名の選出依頼があったものです。提出期限の関係で、役員会にて、前回同様に、会長、会長代理を選出させていただきましたので、ご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から、報告第6号につきまして説明がありました。ご意見のある方は挙手、をお願いいたします。いいですかね。

【質疑なし】

議 長 ご意見がないようでございますので、報告案件のとおりいたしますので、ご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

長時間にわたりまして、慎重なご審議いただきまして、ありがとうございます。私の予定した時間よりも早くできました。これも、ひとえに皆さんがたの絶大なるご協力でございます。これ

でもって、私、議長の任を解かせていただきたいと思います。引き続き、議事進行を曾根代理のほうにお渡ししたいと思いますので、曾根代理、よろしくお願いします。

曾根会長代理 青木会長、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次の、8のその他に移ります。本日、全体通して、委員の皆さまから、何かご質問ありましたら、いただきたいと思います。

小池委員 以外でもよろしいでしょうか。

曾根会長代理 はい。

小池委員 先日、協力員を選ぶに当たり、資料などを見たんですが、分かりにくくてあれだったんですが。協力員の日当、もうちょっと明確に分かりやすくっていうのと。前任の方とよくまた話もしますけれども、報告書っていうものもないんですかね、協力員さんの。そういったものっていうのは、どういうふうになっているんですか。

松橋事務局長補佐 事務局から、お答えいたします。協力員に関しまして、また、この後、推薦いただきましたら研修会を開催させていただきますので、その中で具体的に報告の書類なんかも含めてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

小池委員 いつ頃やる？

松橋事務局長補佐 まだ日程は決まってないんですけれども、早いうちに開催できればと考えております。

小池委員 分かりました。それともう一点、西部地区のほうでも、きょうも●●の方、見えまして、ご説明がありましたけれども。もしも、こことここをやりますって言ったけれども、やってみたら、田んぼですから、ぬかっちゃって、深くて、●●さんの場合はトラクターなかったんで、耕運機かなんかで、かご車で代かきをするかと思うんですけれども。そうした場合、非常に困難でできそうにないといった場合、やりますって言ったはよかったんですけども、後々考えてみたら、ちょっと厳しいなというような場合は、農業委員会のほうでは頑張ってくださいとは言うけれども、実際のところ、やってる本人さんのほうでやめたいというか。もしくは、こことここをやりますって言ったけれども、2年3年たって、行ってみたら耕作してなかったという場合は、罰則とか、そういったものもあるんですか。ただ許可して、頑張ってくださいだけなのか。先日、西部地区の調査会のときに、時間がなくて、皆さん、お帰りになっちゃったもんで分からなかったんですけれども、もし分かったら、聞かせてほしいなと。

熊井主幹 明確な罰則っていうのは定めてはおりませんけれども、もし、そういう場面がありましたら、委員さんがた、市のほうに情報を

|        |                                           |
|--------|-------------------------------------------|
| 小池委員   | それだけでいいんですか。                              |
| 熊井主幹   | はい。取りあえずは、その形でお願いします。                     |
| 小池委員   | 分かりました。ありがとうございます。                        |
| 曾根会長代理 | よろしいですか。                                  |
| 小池委員   | はい。                                       |
| 曾根会長代理 | 他にいいですか。それでは最後に事務局から、今後の日程の説明も含めて、お願いします。 |

笠井事務局長補佐      事務局の笠井です。お疲れさまです。次第の裏側をご覧ください  
きたいかと思ひます。こちらの下の所にあります、3番の今後の  
会議等の日程一覧の中の3番をご覧くださいきたいかと思ひます。  
先ほどもご説明しましたが、令和5年4月28日の金曜日、総会  
の後に、研修会を予定しております。総会は1時半から、研修会  
は引き続きの3時30分からの予定でございます。会場につきま  
しては、第1・第2委員会室、第一庁舎の7階です。いつもと違  
う会場、向こうの庁舎になりますので、お気を付けていただきた  
いかと思ひます。

また一番下の7番、ご覧いただきたいかと思ひます。第4回の総会でございますが、令和5年の5月31日の水曜日、1時半から3時30分を予定しておりまして、会場はきょうと同じ、こちらの203会議室になります。お忙しいところ大変恐縮ですが、ご予約を付けていただきますように、よろしく願いいたします。私からの説明は以上でございます。

曾根会長代理　ありがとうございました。では、以上で第2回の総会を終了といたします。